

資料3-2

滋賀県産業廃棄物税について

前回の審議会でお示しいただいた論点



項目	論点	説明資料	対応ページ
(1) 評価について	○近隣自治体における排出量の状況はどうか。	資料3-2	P6-8
	○課税による排出抑制効果が本当に十分に機能しているのか。(排出抑制効果の他自治体との比較)		P10
	○申告納付方式(排出段階課税)と特別徴収方式(最終処分段階課税)による政策効果の比較		P12
	○課税による排出抑制効果と使途事業による廃棄物対策の効果の比較。仮に課税による効果の方が機能しているのであれば、将来的に一般財源化していくということも検討してもよいのでは。		P14
(2) 使途について	○基金残高はどれくらいか。向こう1年間の事業を継続するくらいは十分にあるのか。		P16
	○建設業と水道業の総排出量が増えているが、使途がそこを向いていないのでは。使途事業の整理が必要。		P19
	○産業廃棄物税を活用した、サーキュラーエコノミーの観点を踏まえた事業の実施。	P21	
(3) 課税方式について	○申告納付方式を採用しているが、正確かつ適正に申告がされているのか。また、それをどうやって検査するのか。	第17回で審議予定	
	○課税方式については、他自治体の現状や運用状況も含めた比較が必要。		
	○免税点500tという水準を評価するためには、各事業者における排出量の状況の把握が必要。		
	○再生施設への搬入を課税免除としていることの是非。たとえ再生されるとしても、低率で一定課税するなど、応分の負担をしてもらうことを検討する価値があるのでは。		
(4) 税率について	○実質的な負担を比較する上では、廃棄物の処分料金について、近隣自治体との比較が必要。		
	○1,000円/tに慣れてしまい、排出抑制効果が薄れているのでは。そうであれば、税率を近隣府県と同時に引き上げることはできないのか。		

(1)評価について(総排出量抑制の効果等)

(2)用途事業について

(3)課税方式について(申告納付方式、免税点の妥当性)

(4)税率について(税率の妥当性)

(5)その他

⇒今回は、(1)および(2)について、ご審議いただきたい。
((3)および(4)については、次回以降にご審議いただくこととしたい。)

- ①近隣府県の排出量について
- ②排出抑制効果について
- ③税制度によるその他の政策効果について
- ④用途について

前回の審議会でお示しいただいた論点

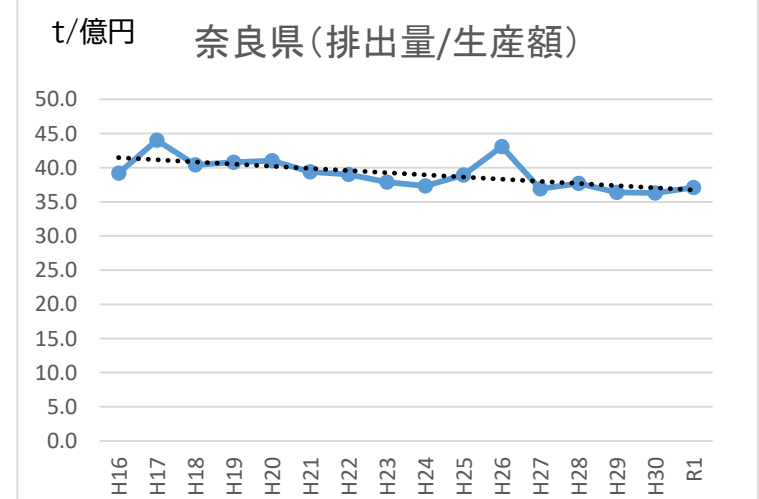
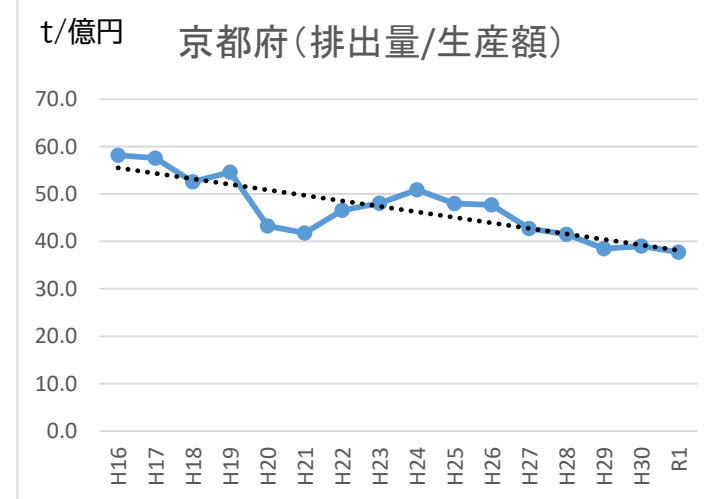
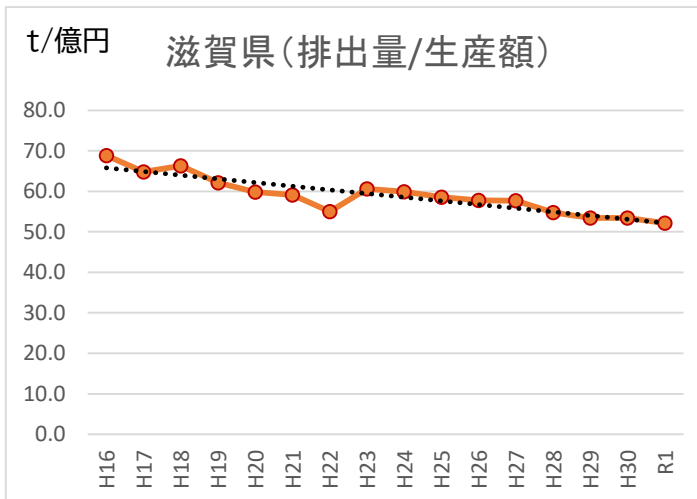
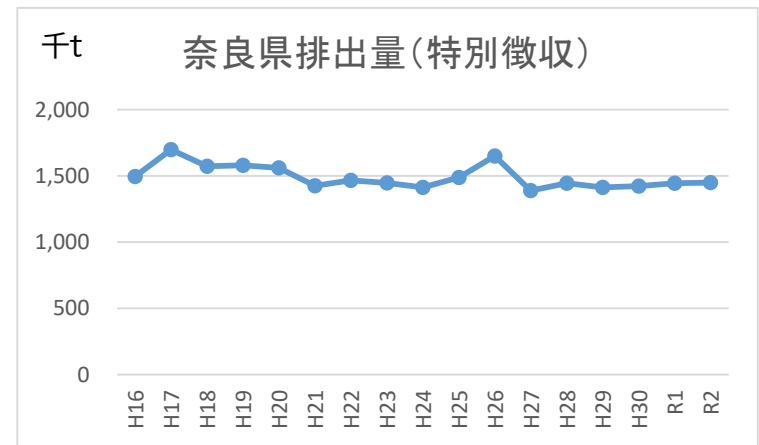
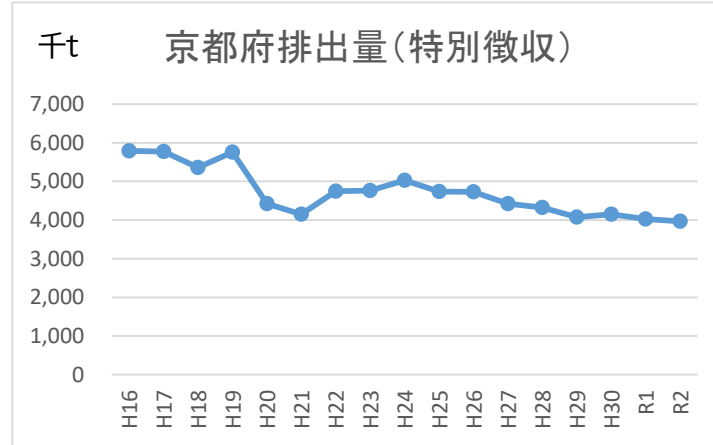
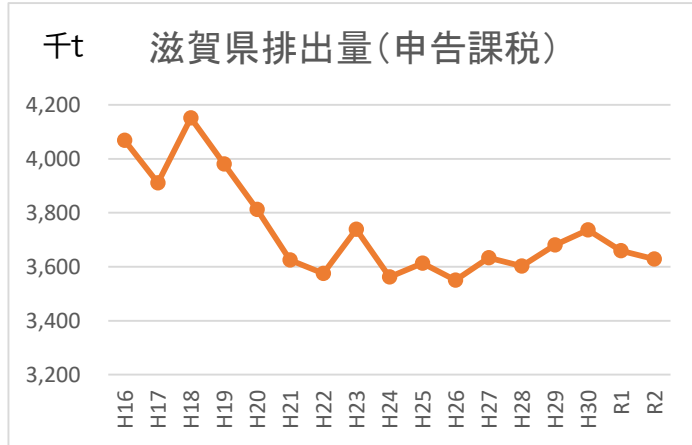


項目	論点	説明資料	対応ページ
(1) 評価について	○近隣自治体における排出量の状況はどうか。		P6-8
	○課税による排出抑制効果が本当に十分に機能しているのか。(排出抑制効果の他自治体との比較)	資料3-2	P10
	○申告納付方式(排出段階課税)と特別徴収方式(最終処分段階課税)による政策効果の比較		P12
	○課税による排出抑制効果と使途事業による廃棄物対策の効果の比較。仮に課税による効果の方が機能しているのであれば、将来的に一般財源化していくということも検討してもよいのでは。		P14
(2) 使途について	○基金残高はどれくらいか。向こう1年間の事業を継続するくらいは十分にあるのか。		P16
	○建設業と水道業の総排出量が増えているが、使途がそこを向いていないのでは。使途事業の整理が必要。	P19	
	○産業廃棄物税を活用した、サーキュラーエコノミーの観点を踏まえた事業の実施。	P21	
(3) 課税方式について	○申告納付方式を採用しているが、正確かつ適正に申告がされているのか。また、それをどうやって検査するのか。	第17回で審議予定	
	○課税方式については、他自治体の現状や運用状況も含めた比較が必要。		
	○免税点500tという水準を評価するためには、各事業者における排出量の状況の把握が必要。		
	○再生施設への搬入を課税免除としていることの是非。たとえ再生されるとしても、低率で一定課税するなど、応分の負担をしてもらうことを検討する価値があるのでは。		
(4) 税率について	○実質的な負担を比較する上では、廃棄物の処分料金について、近隣自治体との比較が必要。		
	○1,000円/tに慣れてしまい、排出抑制効果が薄れているのでは。そうであれば、税率を近隣府県と同時に引き上げることはできないのか。		

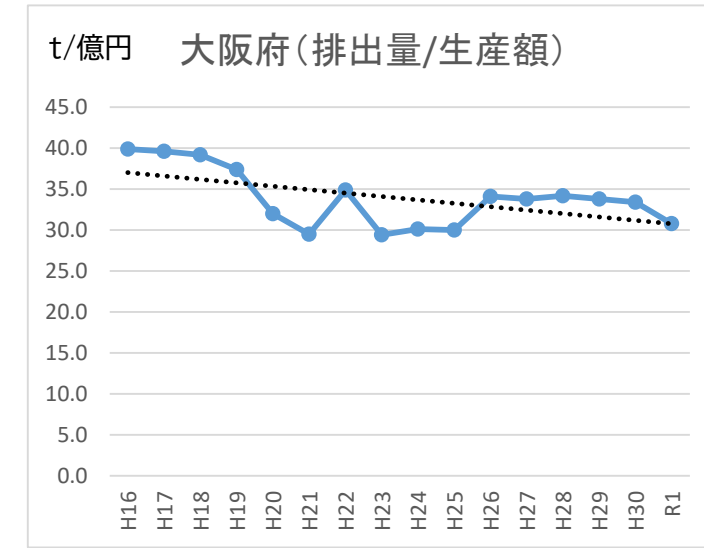
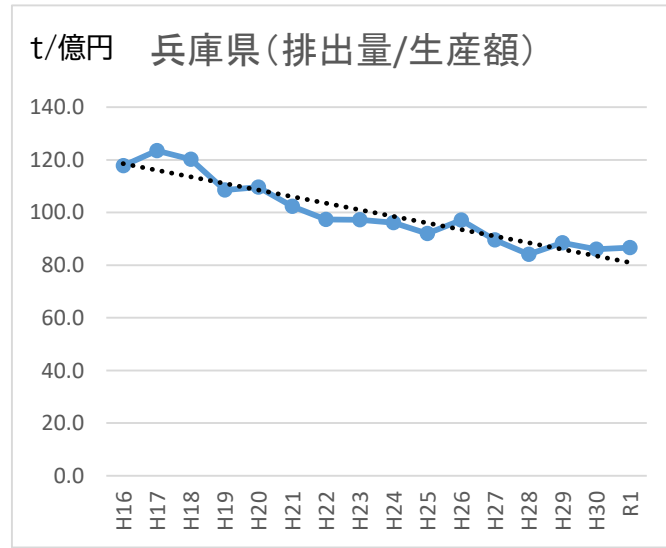
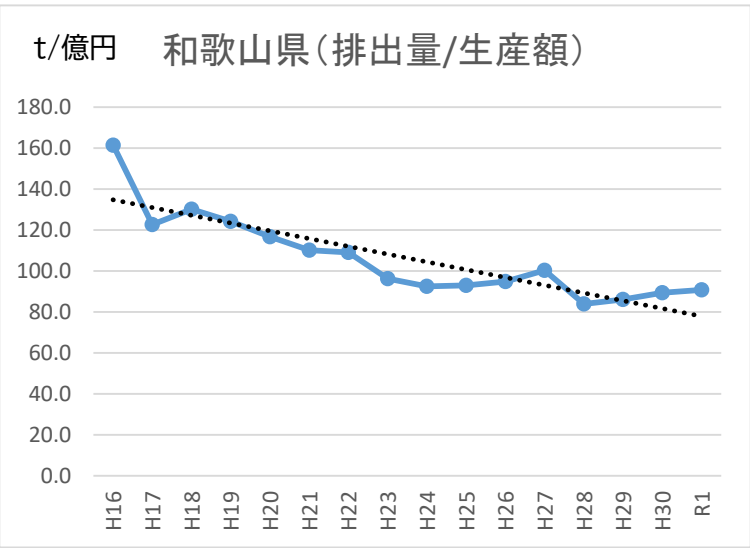
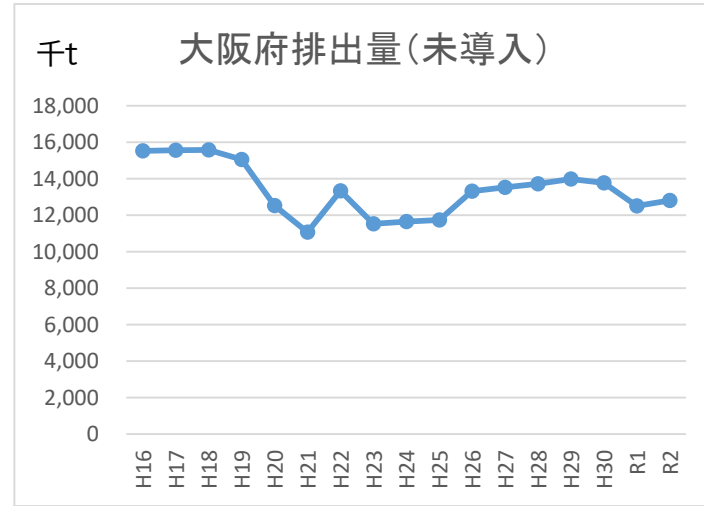
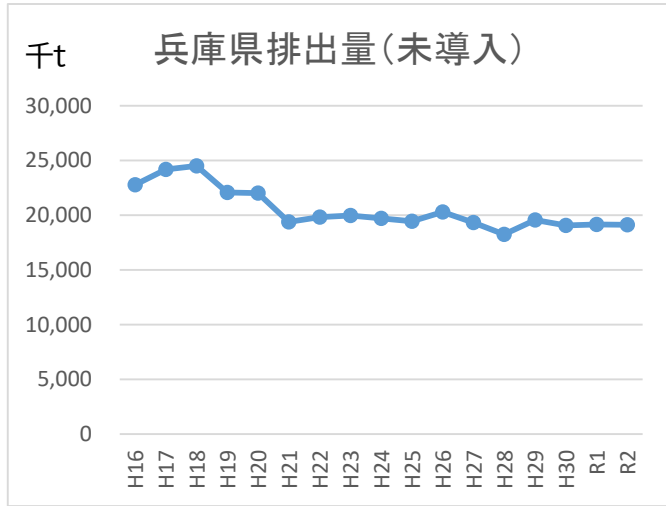
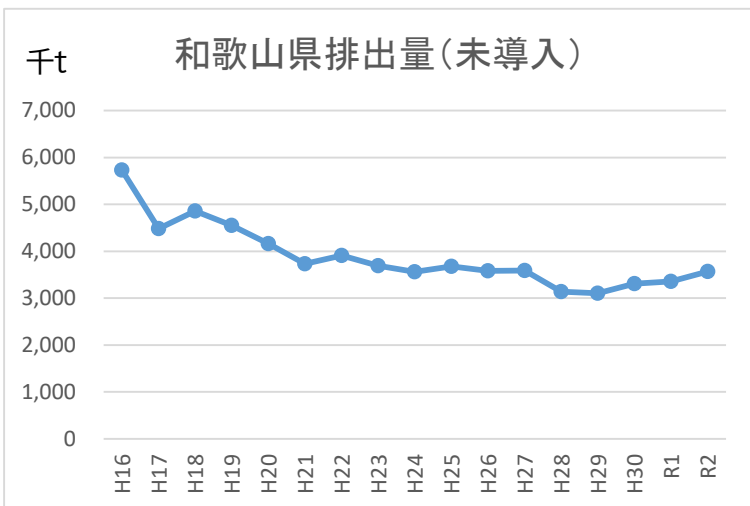
①近隣府県の排出量について

○近隣府県の排出量および生産額あたりの排出量の推移について

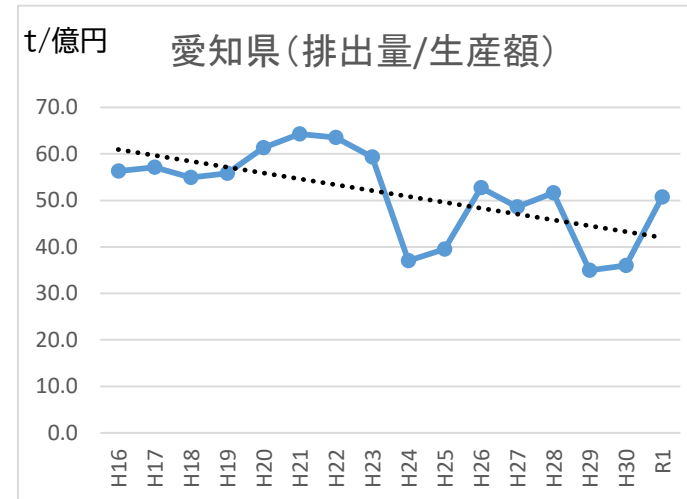
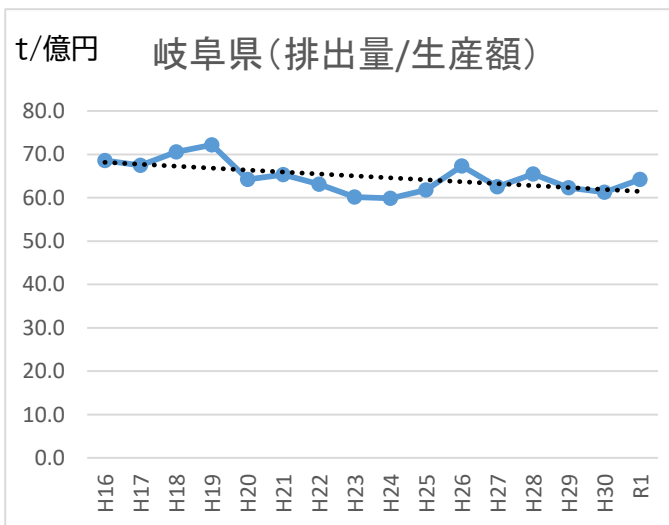
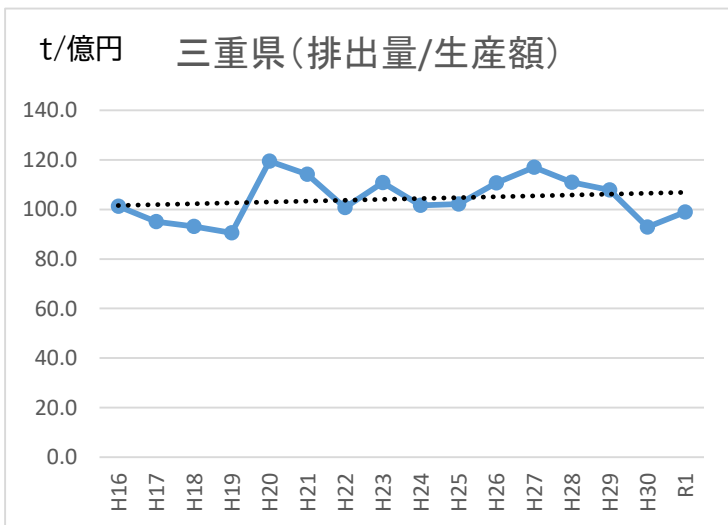
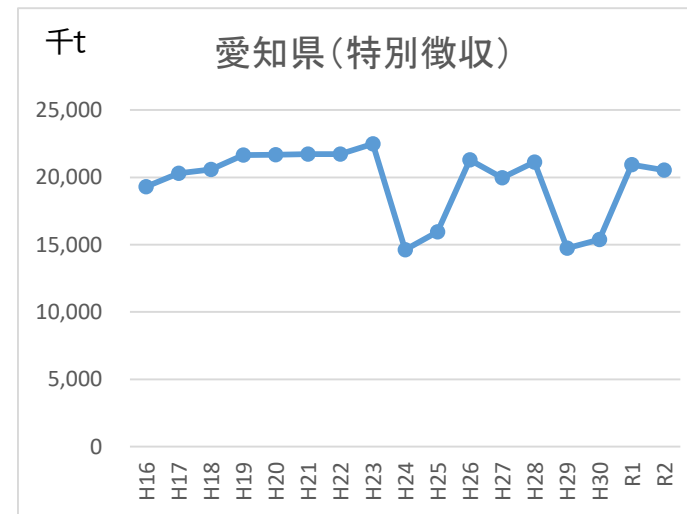
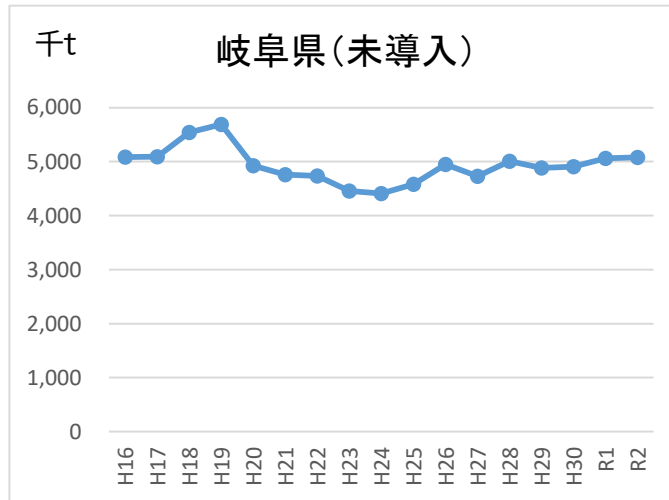
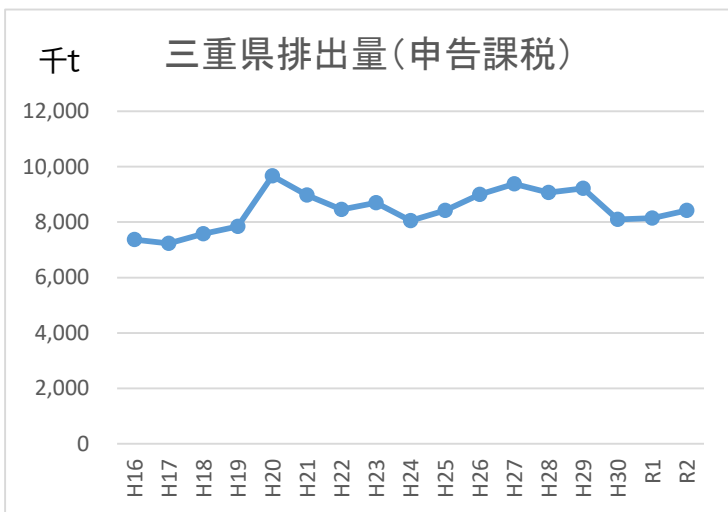
- ・排出量は概ね減少傾向。
- ・生産額あたりの排出量も概ね減少傾向。



①近隣府県の排出量について



①近隣府県の排出量について



前回の審議会でお示しいただいた論点

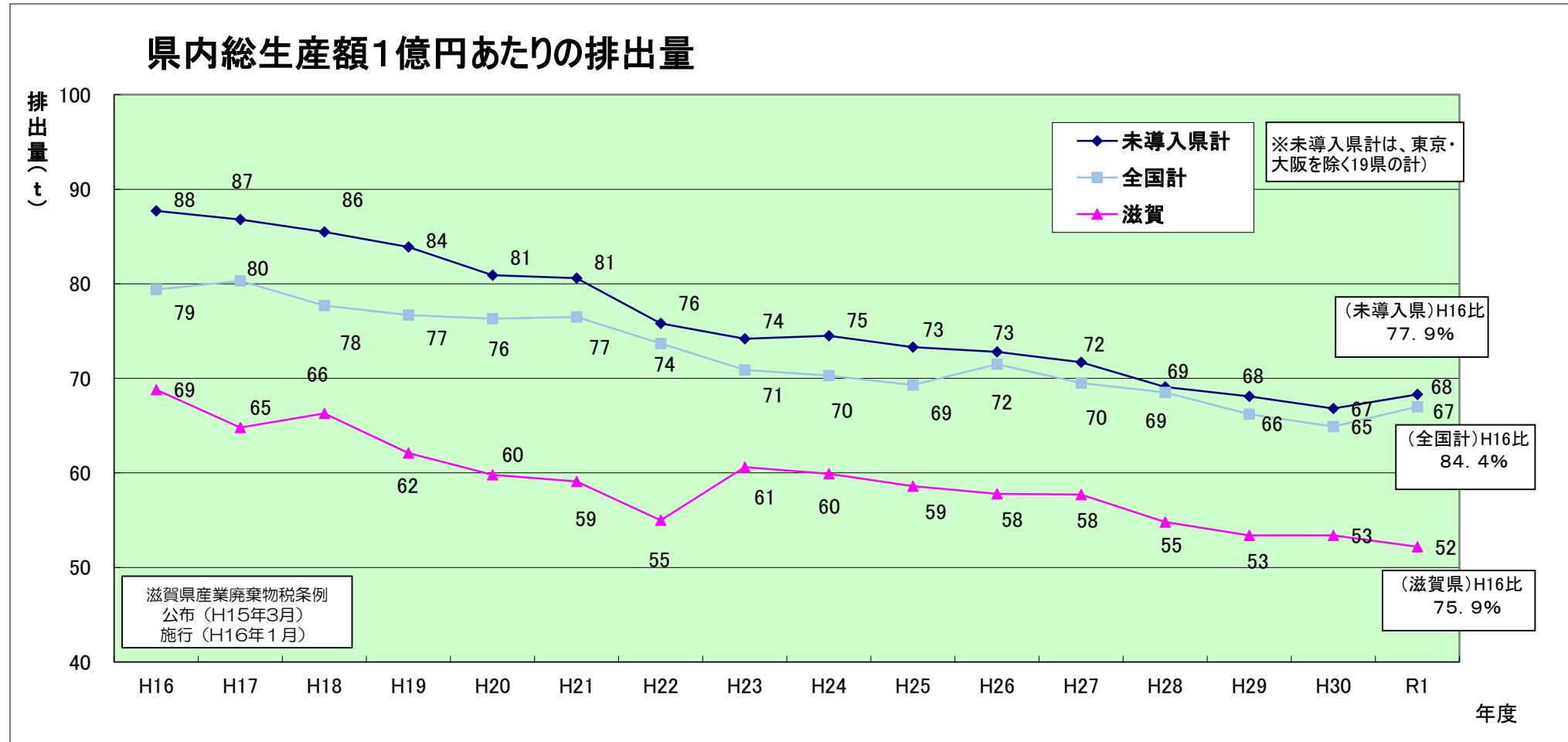


項目	論点	説明資料	対応ページ
(1) 評価について	○近隣自治体における排出量の状況はどうか。		P6-8
	○課税による排出抑制効果が本当に十分に機能しているのか。(排出抑制効果の他自治体との比較)		P10
	○申告納付方式(排出段階課税)と特別徴収方式(最終処分段階課税)による政策効果の比較	資料3-2	P12
○課税による排出抑制効果と使途事業による廃棄物対策の効果の比較。仮に課税による効果の方が機能しているのであれば、将来的に一般財源化していくということも検討してもよいのでは。	P14		
(2) 使途について	○基金残高はどれくらいか。向こう1年間の事業を継続するくらいは十分にあるのか。		P16
	○建設業と水道業の総排出量が増えているが、使途がそこを向いていないのでは。使途事業の整理が必要。		P19
	○産業廃棄物税を活用した、サーキュラーエコノミーの観点を踏まえた事業の実施。		P21
(3) 課税方式について	○申告納付方式を採用しているが、正確かつ適正に申告がされているのか。また、それをどうやって検査するのか。	第17回で審議予定	
	○課税方式については、他自治体の現状や運用状況も含めた比較が必要。		
	○免税点500tという水準を評価するためには、各事業者における排出量の状況の把握が必要。		
	○再生施設への搬入を課税免除としていることの是非。たとえ再生されるとしても、低率で一定課税するなど、応分の負担をしてもらうことを検討する価値があるのでは。		
(4) 税率について	○実質的な負担を比較する上では、廃棄物の処分料金について、近隣自治体との比較が必要。		
	○1,000円/tに慣れてしまい、排出抑制効果が薄れているのでは。そうであれば、税率を近隣府県と同時に引き上げることはできないのか。		

②排出抑制効果について

○全国・未導入県との比較について

- ・滋賀県の県内総生産額1億円あたりの排出量は、全国や未導入県と比較して少ない。
- ・平成16年度比の値は、全国や未導入県よりも低く、順調に削減が進んでいる。



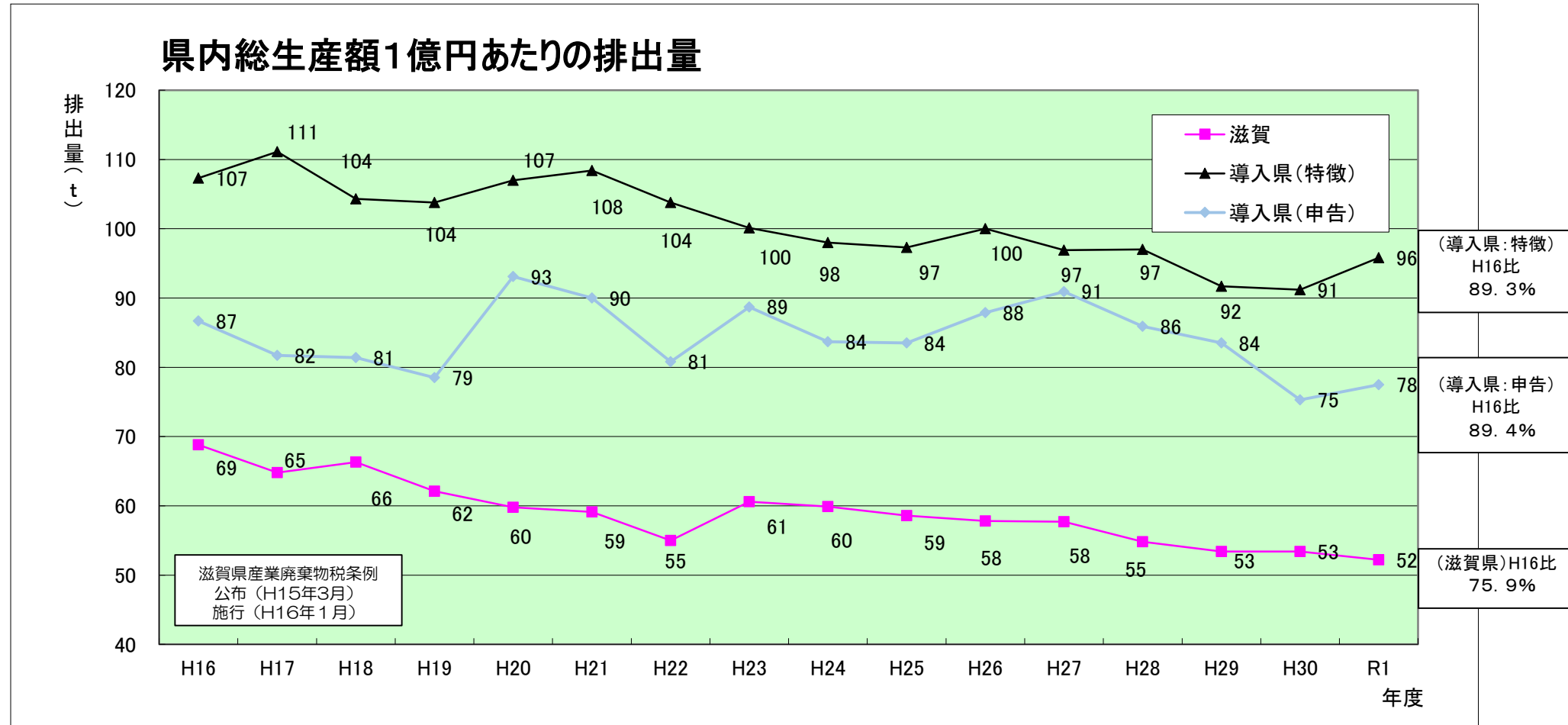
前回の審議会でお示しいただいた論点



項目	論点	説明資料	対応ページ
(1) 評価について	○近隣自治体における排出量の状況はどうか。		P6-8
	○課税による排出抑制効果が本当に十分に機能しているのか。(排出抑制効果の他自治体との比較)		P10
	○申告納付方式(排出段階課税)と特別徴収方式(最終処分段階課税)による政策効果の比較		P12
	○課税による排出抑制効果と使途事業による廃棄物対策の効果の比較。仮に課税による効果の方が機能しているのであれば、将来的に一般財源化していくということも検討してもよいのでは。	資料3-2	P14
(2) 使途について	○基金残高はどれくらいか。向こう1年間の事業を継続するくらいは十分にあるのか。		P16
	○建設業と水道業の総排出量が増えているが、使途がそこを向いていないのでは。使途事業の整理が必要。		P19
	○産業廃棄物税を活用した、サーキュラーエコノミーの観点を踏まえた事業の実施。		P21
(3) 課税方式について	○申告納付方式を採用しているが、正確かつ適正に申告がされているのか。また、それをどうやって検査するのか。	第17回で審議予定	
	○課税方式については、他自治体の現状や運用状況も含めた比較が必要。		
	○免税点500tという水準を評価するためには、各事業者における排出量の状況の把握が必要。		
	○再生施設への搬入を課税免除としていることの是非。たとえ再生されるとしても、低率で一定課税するなど、応分の負担をしてもらうことを検討する価値があるのでは。		
(4) 税率について	○実質的な負担を比較する上では、廃棄物の処分料金について、近隣自治体との比較が必要。		
	○1,000円/tに慣れてしまい、排出抑制効果が薄れているのでは。そうであれば、税率を近隣府県と同時に引き上げることはできないのか。		

②排出抑制効果について

- 申告納付方式採用県(三重・滋賀)と特別徴収方式採用県の比較について
- ・申告納付方式採用県の方が、県内総生産額1億円あたりの排出量は少ない。
- ・両方式の県内総生産額1億円あたりの排出量の平成16年度比はほぼ同様の数値であり、**ともに削減は進んでいる。**



前回の審議会でお示しいただいた論点



項目	論点	説明資料	対応ページ
(1) 評価について	○近隣自治体における排出量の状況はどうか。	資料3-2	P6-8
	○課税による排出抑制効果が本当に十分に機能しているのか。(排出抑制効果の他自治体との比較)		P10
	○申告納付方式(排出段階課税)と特別徴収方式(最終処分段階課税)による政策効果の比較		P12
	○課税による排出抑制効果と使途事業による廃棄物対策の効果の比較。仮に課税による効果の方が機能しているのであれば、将来的に一般財源化していくということも検討してもよいのでは。		P14
(2) 使途について	○基金残高はどれくらいか。向こう1年間の事業を継続するくらいは十分にあるのか。		P16
	○建設業と水道業の総排出量が増えているが、使途がそこを向いていないのでは。使途事業の整理が必要。		P19
	○産業廃棄物税を活用した、サーキュラーエコノミーの観点を踏まえた事業の実施。		P21
(3) 課税方式について	○申告納付方式を採用しているが、正確かつ適正に申告がされているのか。また、それをどうやって検査するのか。	第17回で審議予定	
	○課税方式については、他自治体の現状や運用状況も含めた比較が必要。		
	○免税点500tという水準を評価するためには、各事業者における排出量の状況の把握が必要。		
	○再生施設への搬入を課税免除としていることの是非。たとえ再生されるとしても、低率で一定課税するなど、応分の負担をしてもらうことを検討する価値があるのでは。		
(4) 税率について	○実質的な負担を比較する上では、廃棄物の処分料金について、近隣自治体との比較が必要。		
	○1,000円/tに慣れてしまい、排出抑制効果が薄れているのでは。そうであれば、税率を近隣府県と同時に引き上げることはできないのか。		

③税制度によるその他の政策効果について

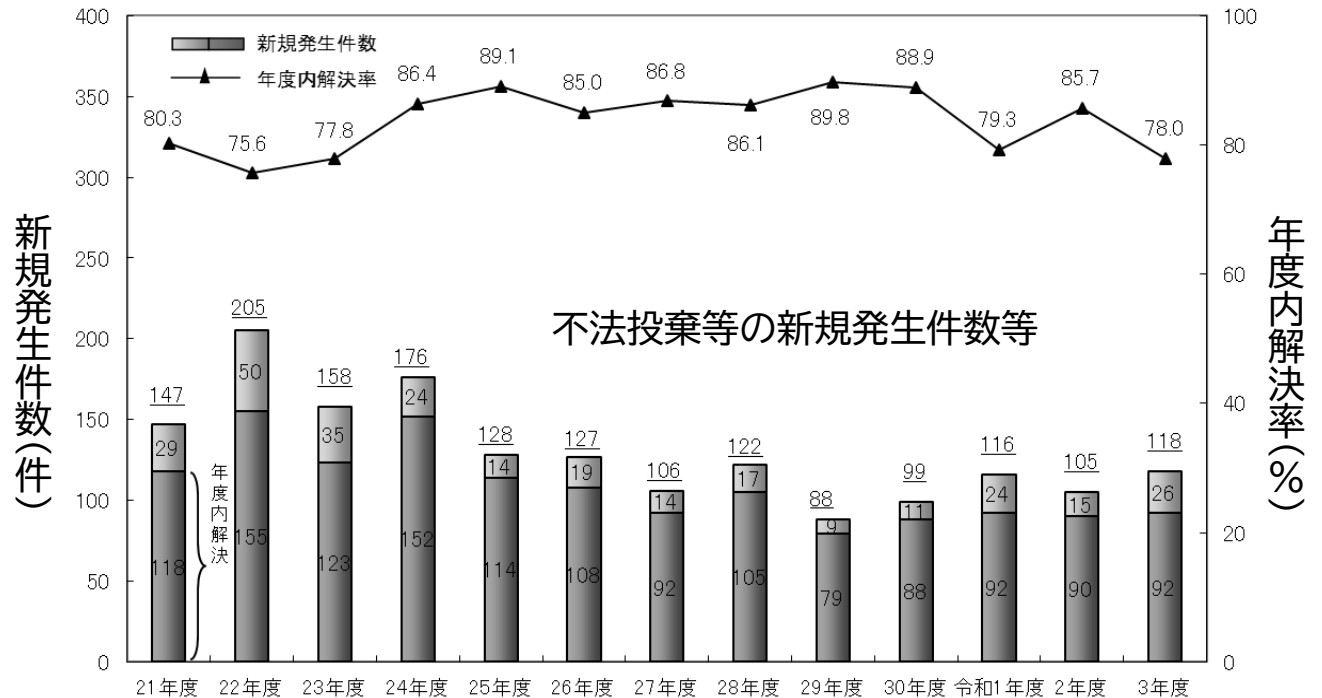


○課税による排出抑制効果と使途事業による廃棄物対策の効果について

- ・使途事業による効果と、課税による効果とでは、性質が異なると考えられる。
- ・課税による効果としては、排出量を抑制していると考えられるが、使途事業としては、産業廃棄物の排出の抑制だけでなく、**リサイクル支援による再生利用の促進**や**不法投棄対策**、**長期的に削減に繋がる技術開発の支援**等を行っており、再生利用率の向上や産業廃棄物の適正な管理に役立っているものと考えられる。

- ・以上により、課税と使途事業の**両方が機能することで**、産業廃棄物の発生抑制、再生利用その他適正な処理に向けた取組が可能となっている。

工業技術総合センター(信楽窯業技術試験場)
で開発された窯業系汚泥を用いた土止めブロック



前回の審議会でお示しいただいた論点



項目	論点	説明資料	対応ページ
(1) 評価について	○近隣自治体における排出量の状況はどうか。	資料3-2	P6-8
	○課税による排出抑制効果が本当に十分に機能しているのか。(排出抑制効果の他自治体との比較)		P10
	○申告納付方式(排出段階課税)と特別徴収方式(最終処分段階課税)による政策効果の比較		P12
	○課税による排出抑制効果と使途事業による廃棄物対策の効果の比較。仮に課税による効果の方が機能しているのであれば、将来的に一般財源化していくということも検討してもよいのでは。		P14
(2) 使途について	○基金残高はどれくらいか。向こう1年間の事業を継続するくらいは十分にあるのか。		P16
	○建設業と水道業の総排出量が増えているが、使途がそこを向いていないのでは。使途事業の整理が必要。		P19
	○産業廃棄物税を活用した、サーキュラーエコノミーの観点を踏まえた事業の実施。		P21
(3) 課税方式について	○申告納付方式を採用しているが、正確かつ適正に申告がされているのか。また、それをどうやって検査するのか。	第17回で審議予定	
	○課税方式については、他自治体の現状や運用状況も含めた比較が必要。		
	○免税点500tという水準を評価するためには、各事業者における排出量の状況の把握が必要。		
	○再生施設への搬入を課税免除としていることの是非。たとえ再生されるとしても、低率で一定課税するなど、応分の負担をしてもらうことを検討する価値があるのでは。		
(4) 税率について	○実質的な負担を比較する上では、廃棄物の処分料金について、近隣自治体との比較が必要。		
	○1,000円/tに慣れてしまい、排出抑制効果が薄れているのでは。そうであれば、税率を近隣府県と同時に引き上げることはできないのか。		

○基金の状況について

・基金残高については、令和4年度期首で、7,100万円程度、令和5年度期首では、9,400万円程度を見込んでおり、例年の用途事業執行額と比較して2、3年分の残高があるため、引き続き安定して事業を維持していくことが可能。

○滋賀県産業廃棄物発生抑制等推進基金残高一覧

(単位：円)

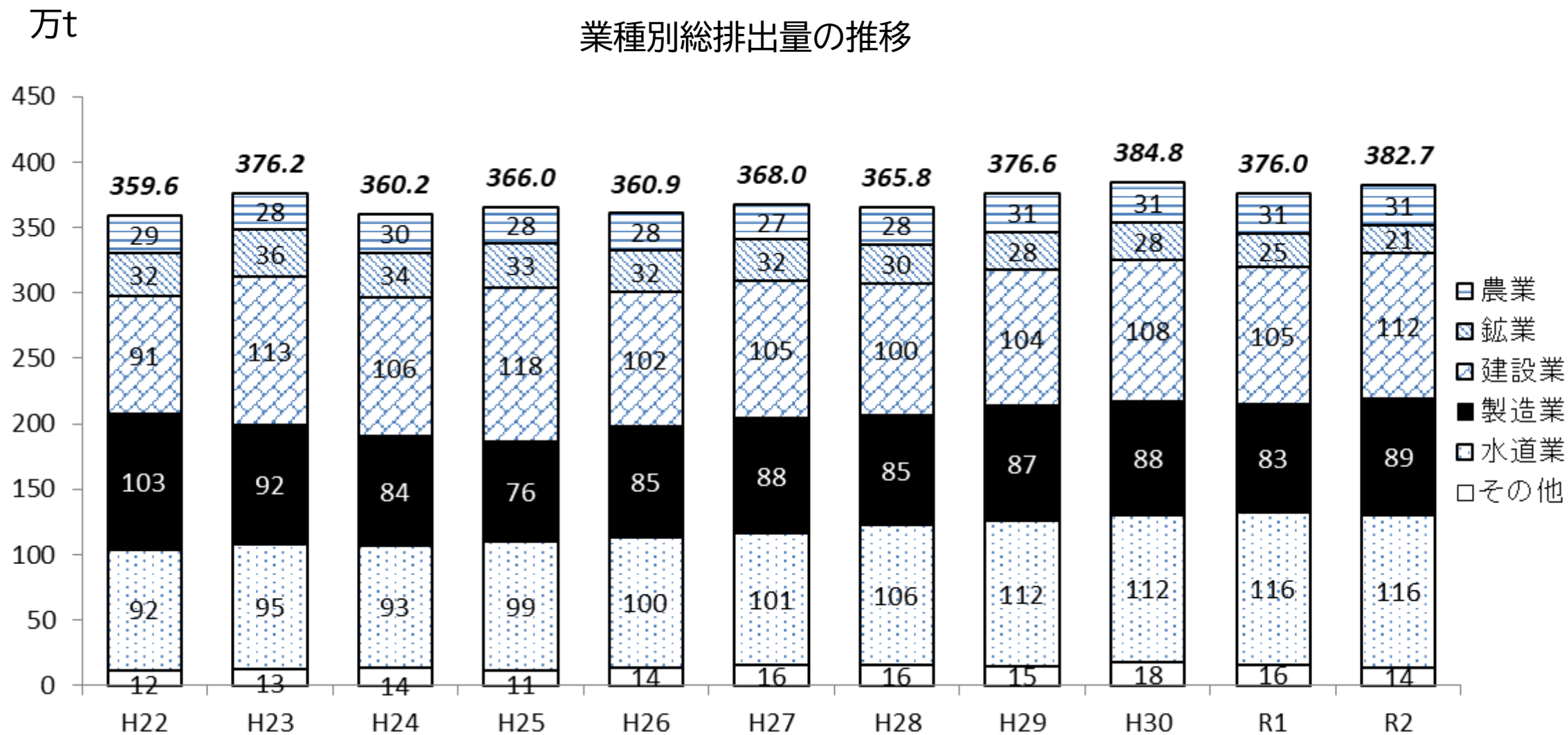
年度	基金期首 残高	税収額 A	徴収経費 B	基金積立額 C(A-B)	基金利子	用途事業 執行額
20	152,047,350	71,814,900	176,860	71,638,040	1,284,530	85,998,530
21	138,971,390	74,768,700	181,250	72,230,000	762,845	93,929,845
22	118,034,390	45,361,100	151,780	45,209,320	456,515	89,151,436
23	74,548,789	38,683,600	191,649	38,491,951	251,142	33,640,651
24	79,651,231	43,239,400	352,560	42,886,840	225,424	22,401,338
25	100,362,157	29,049,100	228,366	28,820,734	211,311	36,727,937
26	92,666,265	36,051,700	151,996	35,899,704	177,072	26,427,407
27	102,315,634	47,270,600	172,655	47,097,945	198,927	36,013,373
28	113,599,133	26,570,700	77,580	26,493,120	126,249	38,618,236
29	101,600,266	24,588,000	70,826	24,517,174	86,550	44,850,163
30	81,353,827	23,918,500	70,310	23,848,190	68,425	46,543,371
R1	58,727,071	31,510,100	77,661	31,432,439	38,933	30,251,531
R2	59,946,912	31,492,100	62,168	31,429,932	19,881	37,122,672
R3	54,274,053	46,219,300	67,842	46,151,458	15,254	29,193,783
R4	71,246,982	50,523,300	300,000	50,223,300	24,928	26,516,000
R5	94,979,210	49,700,000	300,000	49,400,000	31,000	37,860,000
R6	106,550,210	49,700,000	300,000	49,400,000	31,000	37,860,000
R7	118,121,210					

※令和4年度税収額、令和5年度以降の額は令和5年2月6日現在の見込額

前回の審議会でお示しいただいた論点



項目	論点	説明資料	対応ページ
(1) 評価について	○近隣自治体における排出量の状況はどうか。	資料3-2	P6-8
	○課税による排出抑制効果が本当に十分に機能しているのか。(排出抑制効果の他自治体との比較)		P10
	○申告納付方式(排出段階課税)と特別徴収方式(最終処分段階課税)による政策効果の比較		P12
	○課税による排出抑制効果と使途事業による廃棄物対策の効果の比較。仮に課税による効果の方が機能しているのであれば、将来的に一般財源化していくということも検討してもよいのでは。		P14
(2) 使途について	○基金残高はどれくらいか。向こう1年間の事業を継続するくらいは十分にあるのか。		P16
	○建設業と水道業の総排出量が増えているが、使途がそこを向いていないのでは。使途事業の整理が必要。	P19	
(3) 課税方式について	○産業廃棄物税を活用した、サーキュラーエコノミーの観点を踏まえた事業の実施。	第17回で審議予定	P21
	○申告納付方式を採用しているが、正確かつ適正に申告がされているのか。また、それをどうやって検査するのか。		
	○課税方式については、他自治体の現状や運用状況も含めた比較が必要。		
	○免税点500tという水準を評価するためには、各事業者における排出量の状況の把握が必要。		
(4) 税率について	○再生施設への搬入を課税免除としていることの是非。たとえ再生されるとしても、低率で一定課税するなど、応分の負担をしてもらうことを検討する価値があるのでは。		
	○実質的な負担を比較する上では、廃棄物の処分料金について、近隣自治体との比較が必要。		
	○1,000円/tに慣れてしまい、排出抑制効果が薄れているのでは。そうであれば、税率を近隣府県と同時に引き上げることはできないのか。		



④ 用途について

【建設業について】

- ・産業廃棄物減量化支援事業費補助金において、建設系廃棄物の削減・再資源化に向けた研究開発や施設整備への補助を行っている。
- ・リサイクル認定制度において、土木資材をリサイクルした製品の認定を行っている。また、県の公共工事で認定製品を率先して使用することとしている。

【水道業について】

- ・現在、産廃税の用途として水道業に関する取組を実施していない。
- ・排出量のうち9割以上は下水汚泥が占めており、下水道の整備が進み、接続人口が増加したことに伴い、排出量が増加したと考えられる。
- ・下水汚泥の排出量は脱水前の量であり、脱水後は約10分の1の量となる。

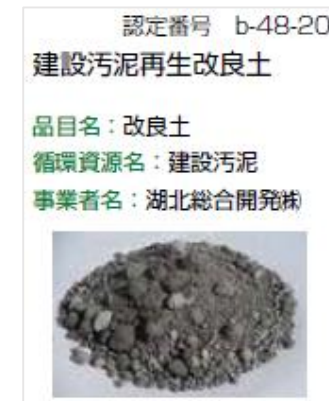
➡ 引き続き排出量の多い業種を意識した取組を進める。

減量化支援事業での支援例



建設現場で発生する廃木材等を使用した遊歩道舗装材

リサイクル認定製品の一例



前回の審議会でお示しいただいた論点



項目	論点	説明資料	対応ページ
(1) 評価について	○近隣自治体における排出量の状況はどうか。	資料3-2	P6-8
	○課税による排出抑制効果が本当に十分に機能しているのか。(排出抑制効果の他自治体との比較)		P10
	○申告納付方式(排出段階課税)と特別徴収方式(最終処分段階課税)による政策効果の比較		P12
	○課税による排出抑制効果と使途事業による廃棄物対策の効果の比較。仮に課税による効果の方が機能しているのであれば、将来的に一般財源化していくということも検討してもよいのでは。		P14
(2) 使途について	○基金残高はどれくらいか。向こう1年間の事業を継続するくらいは十分にあるのか。		P16
	○建設業と水道業の総排出量が増えているが、使途がそこを向いていないのでは。使途事業の整理が必要。		P19
	○産業廃棄物税を活用した、サーキュラーエコノミーの観点を踏まえた事業の実施。		P21
(3) 課税方式について	○申告納付方式を採用しているが、正確かつ適正に申告がされているのか。また、それをどうやって検査するのか。	第17回で審議予定	
	○課税方式については、他自治体の現状や運用状況も含めた比較が必要。		
	○免税点500tという水準を評価するためには、各事業者における排出量の状況の把握が必要。		
	○再生施設への搬入を課税免除としていることの是非。たとえ再生されるとしても、低率で一定課税するなど、応分の負担をしてもらうことを検討する価値があるのでは。		
(4) 税率について	○実質的な負担を比較する上では、廃棄物の処分料金について、近隣自治体との比較が必要。		
	○1,000円/tに慣れてしまい、排出抑制効果が薄れているのでは。そうであれば、税率を近隣府県と同時に引き上げることはできないのか。		

○今後の使途事業の方向性について

・使途事業の方向性については、本県においても**サーキュラーエコノミー(循環経済)**の実現を意識し、廃棄物処理業(静脈産業)側だけでなく、製造者側(動脈産業)との連携した取組を進めていきたい。

・今年度においても、製造者側にも廃棄された後の処理について意識してもらえるように、県内の製造業者等の中小企業に向けたプラスチックに関するセミナーにおいて、滋賀県のプラスチックごみの排出実態や、補助事業の紹介を行う等、静脈産業と動脈産業とが繋がるように意識し、取組を進めてきている。

・来年度予算においても、サーキュラーエコノミー(循環経済)の推進に関する事業を実施する予定であり、例えば産業廃棄物税を活用している減量化支援事業を改訂し、より地域内経済循環やCO2ネットゼロ社会(脱炭素社会)等に寄与する取組を積極的に支援できるようにリニューアルする予定である。

令和5年度 滋賀県予算公表資料

琵琶湖をとりまく環境の保全・再生と自然の恵みの活用・魅力発信
③サーキュラーエコノミー(循環経済)の推進
 あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値の【予算額 1,949.9百万円】最大化を行う**サーキュラーエコノミー(循環経済)**への移行を図る

1 循環社会推進課	(P53472)
2 環境政策課	(P53154)
3 下水道課	(P54223)
4 畜産課	(P53855)
5 森林政策課	(P53915)
6 森林環境全再生課	(P53463)
7 農政課	(P53812)

1 機運醸成・実践行動の促進
 ・「プラごみ削減の日」創設(毎月特定の1日)
 ・プラスチック代替製品の利活用促進
 ・製造者(メーカー)と連携した普及啓発、子どもを中心とした普及啓発
 ・「しがプラスチックごみ削減行動宣言」の拡大など

新 2 流入・流出の実態等の調査研究
 ・陸域や河川、湖内におけるプラスチックごみの実態把握とモデル解析
 ・生態系への影響等に関する科学的知見の収集・整理
 ・人々の意識変容を促すための科学的な情報発信に関する研究
 (R5から3年間の研究予定)

3 下水汚泥
 湖南中部浄化センター燃料化事業
 ・メタン発酵、固形燃料化
 ・R4~R8設計・建設、R8供用開始
 高島浄化センターコンポスト化事業
 ・微生物で有機物分解、肥料生成
 ・R4~R5設計・建設、R5供用開始、R6肥料販売開始
 新技術の研究
 ・リン抽出等の技術研究
 ・R4基礎研究、R5具体研究、R6簡易プラントによる調査

4 家畜排せつ物
 ・ペレット化による堆肥の広域流通の促進(耕畜連携)

5 木質バイオマス
 ・間伐材(C材)について、燃料用材等としての活用促進

6 水草等
 ・企業や大学等の有効利用等の新技術等に係る開発や研究等を支援

新 7 活用促進に向けた調査研究
 ・未利用バイオマスの利活用促進のため、新技術や先進的な取組を調査・研究